

お知らせ

資料提供先：島根県政記者会



国土を整え、全力で備える
国土交通省中国地方整備局

松江国道事務所

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and
Tourism Chugoku Regional Development Bureau,
Matsue National Highway Office

平成31年1月28日

報道解禁：1月30日16時以降

～違反車両撲滅のため取り締まりの強化～ 【第6回】特殊車両の指導取締を実施します！

道路を通行する大型トレーラー等の特殊車両については、道路構造の保全や交通安全のため、通行に際し道路管理者の許可が必要です。

しかし、無許可や違法な状態で走行している車両が多く見受けられるため、特殊車両の取り締まりを強化し、これらの車両について適正な運行がなされるように指導を実施しますのでお知らせします。

平成26年5月9日に策定された「道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針」に基づき、国民の財産である道路を極めて大きく傷める重量超過の悪質違反者には厳罰化を、適正に道路を利用して物流を支える方にはより使いやすくといったメリハリの効いた取り組みを進めていくこととなりました。

国土交通省HP http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000420.html

○日 時：平成31年1月30日（水）14：00～16：00

（雨天等により取締を中止する場合があります。）

※平成30年度、第6回目の取締となります。

○場 所：一般国道54号（上り） 乙加宮車両監視所

雲南市三刀屋町乙加宮^{おつかみや}地内 ※詳細は別紙1参照

○協力機関：島根県雲南警察署

○留意事項：報道解禁は下記のとおりとさせていただきますので、ご協力をお願いします。

ラジオ、テレビ・・・取締日の16時以降

新聞・・・・・・・・・・取締日の夕刊以降

なお、当日の取材を希望される場合は、事前に問い合わせ先に連絡をお願いします。

【問い合わせ先】

国土交通省 中国地方整備局 松江国道事務所

（松江市西津田2丁目6-28）

副所長（管理） ^{みぞた とおる} 溝田 亨 （内線205）

【管理担当】 管理第一課長 ^{ふくだ しんじ} 福田 真司 （内線431）

【広報担当】 計画課長 ^{いただに ゆきより} 板谷 行順 （内線261）

TEL：0852-26-2131（代表） FAX：0852-27-4132

TEL：0852-60-1346（管理第一課直通）

HP：<http://www.cgr.mlit.go.jp/matsukoku/>

：http://twitter.com/road_matsue



松国HP

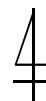


松国Twitter

別紙1

位置図

N



出典: 国土地理院「地理院地図(電子国土Web)」

加工: 松江国道事務所

参考資料

※取締状況及び結果

●今年度の取締状況

今年度の取締結果は次のとおりです。(第4回まで)

実施路線	取締台数	違反台数	違反内訳	
			無許可	通行条件違反
国道9号、国道54号	6台	2台	1台	1台

※現在までに、警察機関の御協力もありトラブルは発生しておりません。
今後も引き続き円滑な特殊車両指導取締を行っていきます。

車両重量計測状況



車両寸法計測状況



重量超過是正作業事例



(※掲載の車両写真は、取締等の状況事例です。)

大型車両の適正な通行を!

特殊車両に該当し、道路を通行する場合は道路法により申請が必要です。

特殊車両に該当する車両

車両の形態を示したものであり必要な軸数、軸距等は運搬する重量によって異なります。

 どれか 1 つでも越える車両は、
「特殊車両通行許可」が必要になります。

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路との関係において必要とされる車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあってはその状態におけるものをい、他の車両を牽引している場合にあっては当該牽引されている車両を含む。）の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径の最高限度は政令で定める。

車両でその幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径が前項の政令で定める最高限度をこえるものは、道路を通行させてはならない。

道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、前条第2項の規定又は同条第3項の規定による禁止若しくは制限にかかわらず、当該車両を通行せよとする者の申請に基づいて、通行区域、通行時間帯について、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、同条第1項の政令の定める最高限度又は同条第3項に規定する限度をこえる車両の通行を許可することができる。

※一次分解が必要になる場合があります。

車検証に記載された重量で走行しなければなりません。



A diagram of a truck chassis, showing the front, middle, and rear sections. The front section is labeled '前桥' (Front Bridge), the middle section is labeled '中桥' (Middle Bridge), and the rear section is labeled '后桥' (Rear Bridge).

海上コンテナ用セミトレーラ

区分記号	重量についての条件	寸法についての条件
A	徐行等の特別の条件を付さない。	徐行等の特別の条件を付さない。
B	徐行および進行禁止を条件とする。	徐行を条件とする。
C	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。	徐行および当該車両の前後に誘導車を配置することを条件とする。
D	徐行、進行禁止および当該車両の前後に誘導車を配置し、かつ2車線以内へ他車が通行しない状態で当該車両が通行することを条件とする。道路管理者が別途指定する場合はその条件も付加する。	

寸法についての条件



違反取締りや違反者への指導等の強化

違法に通行する大型車両の取締りの強化として、道路管理者と警察が連携して、高速道路と一般国道での合同取締りや昼夜での取締りを実施します。

違反内容

①無許可 ②許可証不携帯 ③通行条件違反 ④措置命令違反

取締りの方法

■ 取締基地（昼夜実施）

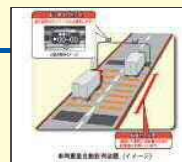
道路脇に設置された指導取締基地に車両を引き込み、重量・寸法を計測し、法令違反者には貨物の分割等の重量・寸法の軽減など措置命令や警告を実施。

違反の状況によっては、通行中止の命令をする場合があります



■ 自動計測装置

走行状態において、基準を超える車両の重量等を自動的に計測。データベースにアクセスして許可の有無等を判定。判定を活用して、違法走行を繰り返す事業者に対しては、指導警告書を送付します。



違反走行を繰り返す事業者に対しては、窓口への呼び出しを行い、是正指導書を手交します

悪質な違反者に対する罰則強化のお知らせ

一般制限値を超える車両の通行には**特車通行許可**の申請が必要です。

申請手続きを行わないと、**100万円以下の罰金**が科せられます（道路法第104条第1号）。

さらに、平成27年2月より違反者に対する罰則を強化。

特車レッドカードと称し、基準の2倍以上の車両総重量で走行する違反車両を、

現地取締りで確認した場合は**即時告発**を行います。

荷主、運送事業者のみならずみなさまにおかれましては、コンプライアンスの遵守をお願いします。

悪質な違反車に対しては、事業停止処分の可能性も!!

荷主勧告制度

貨物自動車運送事業法では、トラック運送事業者が行った過積載運行等の違反行為について、荷主が指示するなど荷主の主体的な関与があった場合に、国土交通省が当該荷主に対して**是正措置を勧告し、トラック運送事業者の違反行為の再発防止を図る荷主勧告制度**が設けられています。

また、特殊車両の取締りにより、**無許可や許可内容違反の車両の走行の繰り返し**が確認された場合も、荷主勧告の対象となります。
場合によっては、事業停止処分等が実施されます。

法令を遵守し、尊い国民資産である道路の老朽化防止にご協力ください。



国土交通省
中国地方整備局

ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/>
広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

大型車通行適正化に向けた
中国地域連絡協議会
『連携した広報・取締りを実施』

(参考)悪質な重量制限違反者への告発(レッドカード)について

背景

0. 3%の重量を違法に超過した大型車両※が道路橋の劣化に与える影響は全交通の約9割を占め、一部の違反車両が道路を劣化させる主要因となっている。

※車両総重量20tを超える違反車両

【図 道路橋の劣化に与える影響】



⇒ 軸重20トン車が道路橋に与える影響は、軸重10トン車の約4,000台に相当

基準の2倍以上の重量超過の悪質違反者に厳罰化⇒現地取締りで違反を確認した場合は告発(レッドカード)

告発対象者の条件

- 車両総重量の一般的制限値(国管理道路は最大27t)を基準とし、下記に該当する場合には、当該総重量違反の事実をもって告発(レッドカード)の対象とします。(基準については、車両制限令第3条並びに車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条及び第1条の2に掲げる表中のうち該当する総重量による)

◆車両総重量が「基準×2」以上の車両

なお、特車通行許可車両は、「基準×2+(許可総重量-基準)」

- 無許可のセミトレーラ連結車(バン型)でのレッドカード例

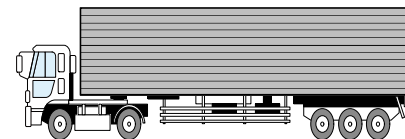
基準×2=54t

27t

27t

基準=一般的制限値27t(セミトレーラ連結車(バン型)の例)

レッドカード条件:「総重量54t以上」



※ 車両制限令第3条第2項に定める「特例5車種」以外の車両に係る一般的制限値(基準)は、最大25t(国管理道路の場合)

※ なお、車両総重量が基準の2倍に達しない場合であっても、車両総重量違反が現認された場合には、積載物の軽減措置、通行の中止等を命ずるとともに、是正指導等が行われることがあります。また、常習的に違反が行われていることが確認された場合にあつては、現行通達に基づいて告発の対象になることがあります。

告発による罰則

- 道路法104条(無許可)により、100万円以下の罰金等